

介護老人福祉施設

- ・よくある質問 介護老人福祉施設(介護保険法)と特別養護老人ホーム(老人福祉法)は同じ
- ・老人福祉法の方が昔からあるので特養と言われることが多い

特別養護老人ホーム

老人福祉法

介護老人福祉施設

介護保険法

- ・ **介護保険施設**の1つ
- ・ **都道府県知事**が指定
- ・ 定員は**30人**以上（29人以下は地域密着型介護老人福祉施設）
- ・ 原則 **要介護3以上**の入所（特列入所：やむを得ない事情があれば要介護1、2でも可）

介護報酬について

1

介護老人福祉施設

介護報酬

- ・ 1日ごとの報酬体系
- ・ 入所者が外泊をした場合、基本報酬は算定できない。その代替りとして外泊時費用を1か月に**6日**まで算定できる。
- ・ 外泊した入所者に施設が居宅サービスを提供した場合は、外泊時在宅サービス利用費用を1か月に**6日**まで算定できるが、外泊時費用との同時算定は不可。

介護老人福祉施設と介護老人保健施設の違いについて

2

介護老人福祉施設と介護老人保健施設の違いについて

	介護老人福祉施設（福祉系）	介護老人保健施設（医療系）
施設の役割	介護が必要で自宅での生活が困難な高齢者が必要な支援を受けて生活する施設	状態が安定している高齢者が必要なリハビリを受けて在宅復帰を目指す施設
設置主体	社会福祉法人、地方公共団体	社会福祉法人、地方公共団体 医療法人その他
入所条件	原則、要介護3以上（条件が厳しい）	要介護1～5（条件が緩い）
サービス内容	食事や入浴、排泄などの基本的な介護と生活援助	看護・医学的管理のもと、リハビリに重点をおいた介護
利用期間	原則終身	原則3～12ヶ月(3か月ごとに判定)
居室のタイプ	多床室、従来型個室、ユニット型個室的多床室、ユニット型個室	
居室面積	10.65m ² /人	8m ² /人
スタッフ	医師や看護職員・介護職員の基準が緩い	医師や看護職員・介護職員の基準が厳しい

3

介護老人福祉施設

人員基準

管理者	常勤(兼務可)
医師	必要数(人数決められていない)。 非常勤でも可
生活相談員	入所者100人につき1人以上。 常勤
看護職員 介護職員	入所者：看護職員＋介護職員は3：1 看護職員については 1人以上は常勤 の職員 30人未満の施設では1人以上、30～50人未満の施設では2人以上、50～130人未満の施設では3人以上、130人以上の施設では3人、プラス50人またはその端数を増すごとに1人を加えた数 介護職員は夜勤を含めて 常時1人以上の常勤職員 をおく
栄養士または管理栄養士	1人以上。ただし、入所定員が 40人以下 の施設で他の社会福祉施設等の協力があり、入所者処遇に支障がない場合は配置しなくてもよい。
機能訓練指導員	1人以上(兼務可)
介護支援専門員	常勤 で1人以上(兼務可)。入所者の数が100人またはその端数を増すごとに1人を増やすこと。

4

介護老人福祉施設

運営基準

入退所	<ul style="list-style-type: none"> 施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない(努力) 入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない 居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない
介護	<ul style="list-style-type: none"> 1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、または清拭しなければならない 入所者の負担により、当該施設の従業者以外の介護を受けさせてはならない
入院期間中の取扱い	入院後おおむね3か月以内に退院することが明らかなきは、退院後、再び当該施設に円滑に入所できるようにしなければならない (ベットを開けておく必要はない)

5

介護老人福祉施設

運営基準

広告	施設は、広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものであってはならない (制限はあるが広告自体は禁止されていない)
苦情処理	サービスに関する入所者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない(義務)
身体拘束	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3か月に1回 以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること

6

介護老人福祉施設

運営基準

衛生管理	感染症や食中毒が発生し、またはまん延しないよう、その防止のための指針をつくり、予防、まん延防止の対策を検討する委員会をおおむね 3か月に1回 以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する
定員の遵守	入所定員および居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害・虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない ※サービス提供上必要と認められる場合は1つの居室の定員を2人にすることができる →夫婦で1つの居室を利用する場合
協力病院 協力歯科医療機関	あらかじめ協力病院を定めておかなければならない(義務) あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない(努力)
記録の整備	入所者に対する施設サービス計画等の記録は、その完結の日から 2年間 保存しなければならない

7

介護老人福祉施設

運営基準

栄養管理	入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない
口腔衛生の管理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない

加算

栄養マネジメント強化加算	以下の①～④を実施している場合に算定 ① 管理栄養士 を常勤換算方式で入所者の50(施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70)で除して得た数以上配置 ②低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、 医師、管理栄養士、薬剤師等が共同して作成した栄養ケア計画 に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施 ③低栄養状態のリスクが低い入所者にも食事の変化を把握し、問題がある場合は早期に対応 ④入所者ごとの栄養状態等の 情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用
口腔衛生管理加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、 介護職員に対する 口腔衛生に係る技術的助言及び指導を 年2回 以上実施した場合に算定

8

介護老人福祉施設

主な加算

自立支援促進加算	<p>以下の①～④を実施している場合に算定</p> <p>①医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること</p> <p>②①の医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること</p> <p>③①の医学的評価に基づき、少なくとも3か月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること</p> <p>④①の医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること</p>
日常生活継続支援加算	要介護4,5の者、認知症の者などが一定割合以上入所しており、入所者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置している

9

介護老人福祉施設

主な加算

看取り介護加算(Ⅰ・Ⅱ)	常勤の看護師の配置と24時間連絡体制の確保、看取りに関する指針の作成と利用者・家族への指針の説明と同意取得、多職種の協議による定期的な指針の見直しを行い、看取りに関する職員研修を行っているなど一定の基準に適合する事業所が、看取り介護を行った場合
--------------	--

他にも加算はありますが全て覚えるのは無理なので、分からない加算が出題されたら他の選択肢との兼ね合いで○×を判定しましょう

10

問題 57 指定介護老人福祉施設について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 身体的拘束等の適正化のための指針を整備している場合には、その対策を検討する委員会は開催しなくてもよい。
- 2 入所者が居宅での生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者間で協議しなくてはならない。
- 3 施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。
- 4 夜間には、常勤の介護職員が介護に従事しなくてもよい。
- 5 サービス提供上必要と認められる場合であれば、1の居室の定員を2人にすることができる。

11

問57 指定介護老人福祉施設について正しいものはどれか。3つ選べ

- 1 虐待等のやむを得ない事由があれば、要介護1又は2の者を入所させることができる。
- 2 感染症や食中毒の予防又はまん延防止のため、その対策を検討する委員会をおおむね三か月に1回以上開催しなければならない。
- 3 入所者に対する施設サービス計画等の記録は、その完結の日から一年間保存すれば廃棄することができる。
- 4 公共性の高い施設であるため、広告は禁じられている。
- 5 健康状態によって入浴が困難な入所者には、清拭を1週間に2回以上行わなければならない。

12

問題 57 介護老人福祉施設について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 介護支援専門員については、常勤の者を1人以上配置しなければならない。
- 2 看護職員については、常勤の者を1人以上配置しなければならない。
- 3 栄養士については、入所定員にかかわらず、常勤の者を1人以上配置しなければならない。
- 4 生活相談員については、常勤の者を配置しなくてもよい。
- 5 機能訓練指導員は、同一施設の他の職務に従事することができる。